

入 札 説 明 書

物質・材料研究機構において行う「光ファイバー増幅器

一式」

の一般競争入札の詳細は、下記のとおりとする。

記

1. 契約担当者

国立研究開発法人物質・材料研究機構
契約担当役

2. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量 光ファイバー増幅器 一式
- (2) 調達件名の特質等 仕様書による。
- (3) 納入（履行）期限 平成 31 年 3 月 29 日
- (4) 納入（履行）場所 国立研究開発法人物質・材料研究機構 並木地区 荷電粒子応用特殊実験棟105室
- (5) 電子入札システム
本件は、書類提出及び入札を電子入札システムで行う対象案件である。ただし、紙による入札書等の提出も可とする。
NIMS電子入札システム <http://www.nims.go.jp/nims/procurement/bid-info.html>
- (6) 入札方法 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
 - ① 入札者は、調達件名の合計価格の他、納入（履行）に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札保証金 国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第9条により免除する。
- (8) 契約保証金 国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第11条により免除する。

3. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第4条に規定されている次の事項に該当する者は、この一般競争に参加する資格を有しないものとする。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 以下の各号の一に該当しかつその事実があった後2年を経過していない者（代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
 - (ア) 契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 一般競争に際し、不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合した者
 - (ウ) 競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは契約者が契約を履行することを妨害した者
 - (エ) 監督又は検査に際し、係員の職務の執行を妨害した者
 - (オ) 正当な理由に基づかず、契約手続又は契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当り、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 平成28年度～30年度全省庁統一資格において、「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付されている者であること。また、この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明する書類を受領期限までに提出すること。なお、競争参加資格を有しないがこの一般競争に参加を希望する入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の販売及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び入札に関する問合せ先

〒305-0047 茨城県つくば市千現1-2-1

国立研究開発法人物質・材料研究機構 総務部門調達室

小綿

TEL 029-859-2244

5. 証明書等の受領期限

平成 30 年 12 月 6 日（木）15時00分

6. 電子入札システムによる入札期限

平成 30 年 12 月 21 日（金）11時00分

ただし、紙による入札者は下記8. 開札日の1営業日前の15時までに入札書を提出すること。

7. 入札書の提出方法

(1) 電子入札システムによる。

(2) 紙による入札者の場合、入札書は、別紙の様式にて競争参加者の住所、名称又は商号、代表者の役職氏名を記載押印したものを作成、封筒に入れて封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）の記載及び

「12月21日開札「件名 光ファイバー増幅器

の入札書在中」の旨を朱書きし、上記4. 宛に開札日の1営業日前の15時までに提出しなければならない。

(3) 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に

「12月21日開札「件名 光ファイバー増幅器

の入札書在中」の旨を朱書きし、上記4. 宛てに開札日の1営業日前の15時までに提出しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

8. 開札の日時及び場所

電子入札システムによる入札者は、下記の開札日時に当該システムを利用できる環境にて待機すること。

平成 30 年 12 月 21 日（金）13時00分

国立研究開発法人物質・材料研究機構 千現地区 入札室

9. 入札の無効

(1) 本公告に示した入札参加に必要な資格を有しない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札は無効とする。

(2) 電子入札において、国立研究開発法人物質・材料研究機構電子入札システム運用基準に違反した者の行った入札は無効とする。

10. 入札の延期等

入札者が連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

11. 代理人による入札

(1) 電子入札による入札者は、社外の者に対して入札権限を委任する場合を除き、入札委任状の提出は不要とする。ただし、契約締結権限を委任する場合には、年間委任状を提出するものとする。

(2) 代理人が入札する場合には、別紙の様式にて競争参加者の住所・名称又は商号・代表者の役職氏名を記載押印した入札書に代理人の氏名を記載押印しておくとともに、入札時まで委任状その他代理権のあることを証明できる書類を提出しなければならない。

その書類は以下の様式とする。

① 委任する件名及び委任する旨の事項を記載する。

② 代理人の氏名を記載押印する。

③ 競争参加者の住所・名称又は商号・代表者の役職氏名を記載押印する。

(3) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

12. 落札者の決定

- (1) 契約手続に使用される言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 当該入札者の入札価格が国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第6条第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじ又は電子くじにより落札者又は落札候補者を決定する。
- (3) 内訳書の提出
電子入札システム及び紙による入札の双方において、内訳書の添付は省略することとする。ただし、落札決定後、落札者は郵送又は持参により落札価格内訳書を提出すること。
- (4) 当機構との契約に係る情報の公表について
「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、落札者が一定の条件に該当する場合、当機構との取引高等の情報を公表する。公表対象となる条件、公表内容等は次のURLを参照すること。
<http://www.nims.go.jp/nims/procurement/publication.pdf>

13. 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。尚、国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則 第25条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約書を省略できるものとし、その場合には、請書を提出すること。
- (2) 契約書を作成する場合において、まず、落札者が契約書の記名押印し、さらに契約担当役が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) 上記(2)の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 応札希望者は、下記のURLに掲載される事前に対象となる契約書等の各条項を確認し、内容に質問等がある場合には、「証明書等の受領期限」前までに契約担当者まで問い合わせること。
なお、原則として、落札決定後、掲載済みの各契約条項に対する異議申し立てを理由とした契約の不成立は、契約の辞退と同意とみなす。
<http://www.nims.go.jp/nims/procurement/PPI.html>

14. 支払条件及び遅延利息 国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第33条及び第34条の規定による。

15. 提出書類

- (1) 証明書等の受領期限までに提出する書類
 - ・全省庁統一資格決定通知書の写し 1部
 - ・契約事務手続きの参考としたいので、以下の書類を可能な限り提出願いたい。
 - ①参考見積書 1部
 - ②上記積算の根拠となる資料(物品の価格表、外注見積、人工・旅費の単価表等) 1部
 - ③工程表(人工・時間単価計上の場合) 1部
 - ④納入実績一覧表(定価、納入価格が分かる形式のもの) 1部
 - ⑤代理店等の場合は、代理店または販売店証明 1部
 - ⑥応札仕様書又はカタログ 1部

(2) 紙による入札者が開札日の1営業日前に提出する書類

- ・入札書 1部 (再度入札もあり得る。)
- ・委任状 1部 (代理人で入札する場合)

(3) 応札を辞退する場合

- ・辞退書 1部(別添様式)

(4) 落札者が提出する書類

- ・落札価格内訳書 1部
- ・請書(契約書を省略する場合) 1部

16. 誓約書の提出

「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)に基づき、当機構との取引にあたっては、不正な取引に関与しない旨の「誓約書」の提出をお願いすることとなった。ついては、落札者は、下記URLに記載される「誓約書の提出について」を参照の上、誓約書を提出願いたい。尚、既に提出している場合、改めての提出は必要ないが、不正対策に関する方針やルール等が見直された場合には再度提出願いたい。
<http://www.nims.go.jp/nims/procurement/hdfqf10000069mk8.html>

納入実績調書

平成 年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構 御中

社名 印

1. 件名 光ファイバー増幅器

2. 納入実績内訳

契約先	契約日	契約金額 (消費税抜き)	契約時の定価 (消費税抜き)	件名	出精 値引率	特別 値引率

- ※記入上の注意
- 1. 官公庁等の公的機関に対する直近の同等品の納入実績を4～5件程度ご記入ください。
同等品の納入実績が無い場合は、類似品の納入実績をご記入ください。
 - 2. 納入実績がある場合は、実績を証明する資料(契約書、見積書、価格表又は価格証明書等の写し)を添付してください。
 - 3. 値引率は、出精値引と特別出精値引を分けて記載し、それぞれ小数点第3位を切り捨て、小数点第2位までをご記入ください。なお、端数処理を行っている場合は、「〇%+〇〇円未満端数処理」とご記入ください。
 - 4. 納入実績が無い場合はその旨ご記入ください。

入 札 書

1. 入札物件 光ファイバー増幅器

一式

2. 入札金額 ￥

(落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。)

3. 納入(履行)期限 平成 31 年 3 月 29 日

4. 電子くじ (3桁の番号)

--	--	--

貴機構入札物件について仕様書のとおり上記金額をもって入札致します。

平成 年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構

契約担当役 殿

住所

社 名

印

代表者

印

代理人

印

辞 退 書

入 札 物 件 光ファイバー増幅器

1 式

上記件名について、仕様書等を受領いたしましたが、下記理由により入札を辞退いたします。

[辞退理由]

- ☐ 要求仕様を満たせないため
理由 : ☐ 具体的仕様:(_____)
☐ 取り扱える範囲外の物品や業務のため
☐ 件名から想定した物品や業務と異なるため
- ☐ 納期が間に合わないため
(具体的日数等: _____)
- ☐ 応札・応募しても受注見込みがないため
理由 : ☐ 積算の結果、採算が合わないため
☐ 専門分野・得意分野と異なる内容の業務であったため
☐ 参加しても過去の契約実績等から受注できる見込みがないため
☐ 不慣れな業務であり、業務を確実に履行するにはリスクがあるため
☐ その他具体的理由:(_____)
- ☐ 技術審査要件又は競争参加資格を満たせないため
- ☐ 発注ロットが大きすぎるため
- ☐ その他
(具体的な理由: _____)

平成 年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構

契約担当役 殿

住 所

社 名

代 表 者 名
又は 担 当 者 名

(押印省略可)

仕 様 書

1. 品 名 光ファイバー増幅器
2. 数 量 一式
3. 納入場所 国立研究開発法人物質・材料研究機構 並木地区 荷電粒子応用特殊実験棟 105 室
4. 概 要
光ファイバーレーザーからの入力光（波長 1083nm の連続光）を受け、これを増幅して出力することで、光ポンピング法によりヘリウムイオンの電子をスピン偏極する。
5. 納入期限 平成 31 年 3 月 29 日
6. 仕 様
以下の仕様を満たす光ファイバー増幅器とする。

オペレーションモード：CW
コントロールモード：ACC, APC
波長レンジ：1060-1090 nm
偏波：保持（直線偏光、PER>17 dB）
出力：最大 5 W
入力光のパワーレンジ：0～+15 dBm
出力光パワーの制御範囲：最大出力に対して 10～100%
パワーの安定性（1 時間の rms）：< 1 %
入力ファイバー形式：PANDA 0.98 μ m
出力ファイバーの形式：10 μ m PANDA
入力、及び出力の終端形式：FC/APC
狭線幅増幅対応（<100 kHz）
サイズ：19 インチラックマウントに対応
電源周波数：47～63 Hz
重量：15 キログラム以下
暖気時間：10 分以下
コントロールインターフェース：RS232

7. 官公署への届出
 - 1) 納入しようとする物品、履行しようとする役務又は工事等（以下「物品等」という。）について、当機構が法令上の手続きを必要とする場合、以下の対応を行うこと。
 - (1) 契約締結後、速やかに根拠となる法令の名称及び根拠条文を記載した書面（写しでも可）を要求担当者及び安全管理室もしくは施設企画管理室へ提出すること。
 - (2) 物品等に係る納入又は履行の開始に際し、当機構が官公署へ法令上要求されている手続きを十分な準備期間をもって開始できるよう、当該物品等の納入又は履行開始前に、申請等の手続きに必要な書類一式（必要部数）を要求担当者に提出すること。なお、法令上必要な手続きが納入又は履行後となる場合、その期日にしたがう。
 - (3) 物品等に係る納入又は履行に際し、受注者が法令上の手続きを必要とする場合、遅滞なくこれを行うとともに、内容について事前に要求担当者に報告すること。
8. 検 査

検査員及び要求担当者又は監督員の立合いのもとに本仕様書の記載事項を満たしているかどうかの検査を行う。

9. 保証期間

検査終了後、引渡の日から1年間保証すること。

10. 提出書類

- | | |
|----------|-----------|
| 1) 取扱説明書 | 1 部 (納入時) |
| 2) 性能検査書 | 1 部 (納入時) |
| 3) 保証書 | 1 部 (納入時) |

要求担当者 機能性材料研究拠点 電気・電子分野セラミックス表面・界面グループ 鈴木 拓